

# 公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査（概要）

## 1. 趣旨

学校等における教職員が教育活動に専念できる安全で適切な勤務環境を確保することは、教職員のためはもとより、学校教育活動全体の質の向上のためにも重要であることから、労働安全衛生法に基づく体制の整備状況等を公表することを通じて、教職員の労働安全衛生に関する取組を促すことを目的とするもの。

## 2. 調査基準日

令和5年5月1日時点

（ただしストレスチェックの実施状況については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間のうち、1回以上実施している学校数を計上。）

## 3. 調査対象

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに学校給食調理場（ただし認定こども園については調査対象外）

## 4. 調査項目

○労働安全衛生管理体制の整備等の状況

- ・衛生管理者、衛生推進者の選任状況
- ・産業医、健康管理医等の選任状況
- ・衛生委員会の開催状況

○労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

- ・面接指導体制の整備状況
- ・ストレスチェックの実施状況
- ・ストレスチェックの実施後の集団分析の結果活用方法

○学校給食調理場の状況

- ・学校給食調理場における労働安全衛生管理体制の整備状況
- ・学校給食調理場における労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

○労働安全衛生管理に関わる施策等

# 労働安全衛生管理体制の整備等の状況（公立学校）①



学校において整備することが法令上の義務として求められる主な安全衛生管理体制

- < 1. 常時50人以上の職員を使用する学校 >
  - ▶ 衛生管理者：衛生に係る技術的な事項を管理する者
  - ▶ 産 業 医：労働者の健康管理等を行う者
  - ▶ 衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関
- < 2. 常時10人以上50人未満の職員を使用する学校 >
  - ▶ 衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

## 1. 衛生管理者、衛生推進者の選任状況

法令上の義務について

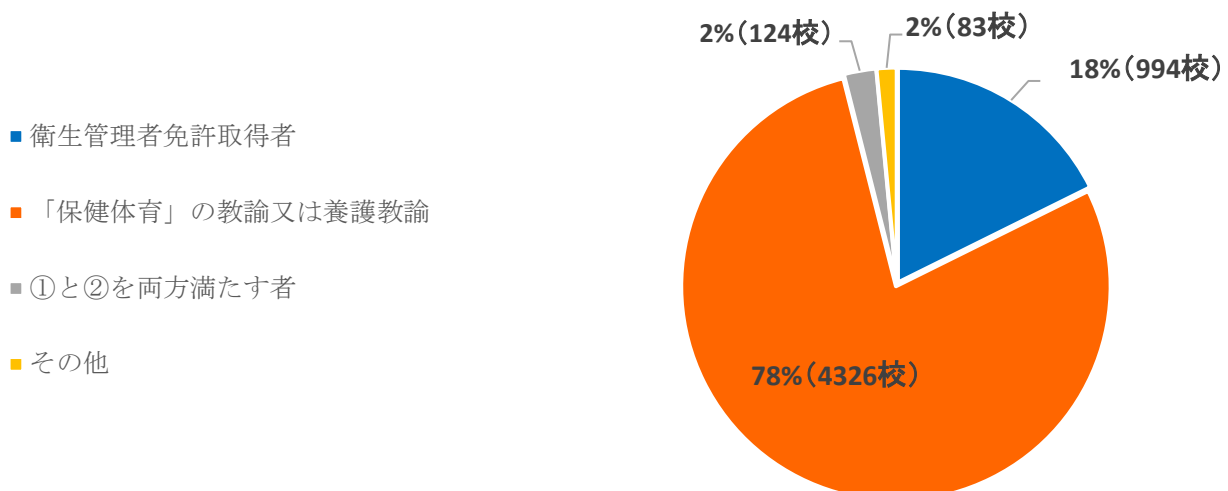
- ▶ 常時50人以上の職員を使用している学校：衛生管理者を選任すること。
- ▶ 常時10人以上50人未満の職員を使用している学校：衛生推進者を選任すること。

	衛生管理者					衛生推進者		
	選任を要する学校数 (A)	選任している学校数 (B)	選任率 (B/A)	職場巡視が行われている学校数 (C)	(選任している学校における) 職場巡視実施率 (C/B)	選任を要する学校数 (D)	選任している学校数 (E)	選任率 (E/D)
幼稚園	0	—	—	—	—	807	688	85.3%
小学校	1,069	1,006	94.1%	820	81.5%	16,567	15,923	96.1%
中学校	784	754	96.2%	603	80.0%	7,990	7,599	95.1%
義務教育学校	66	60	90.9%	45	75.0%	134	114	85.1%
高等学校	2,615	2,615	100.0%	2,264	86.6%	872	861	98.7%
中等教育学校	27	27	100.0%	25	92.6%	7	7	100.0%
特別支援学校	878	877	99.9%	779	88.8%	218	217	99.5%
合計	5,439	5,339	98.2%	4,536	85.0%	26,595	25,409	95.5%

法令上の資格要件について

- ▶ 衛生管理者：衛生管理者免許取得者、医師、「保健体育」の中学・高等学校教諭、養護教諭等
- ▶ 衛生推進者：大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有する者等

### <衛生管理者の所有資格状況(学校数)>



## 2. 産業医、健康管理医等の選任状況

法令上の義務について

▶ 常時50人以上の職員を使用している学校：産業医を選任すること。\*

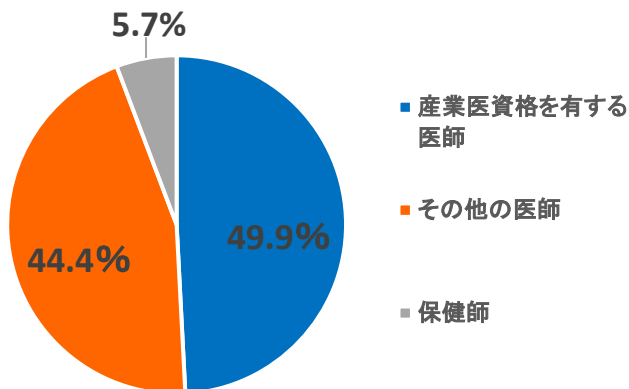
※全ての学校に必置となっている学校医に加えて、選任が必要（学校医と兼任することも可能だが、産業医資格を有する者である必要がある。）。令和5年5月1日時点で、学校医と兼任している産業医の割合は、53.4%

法令上の努力義務について

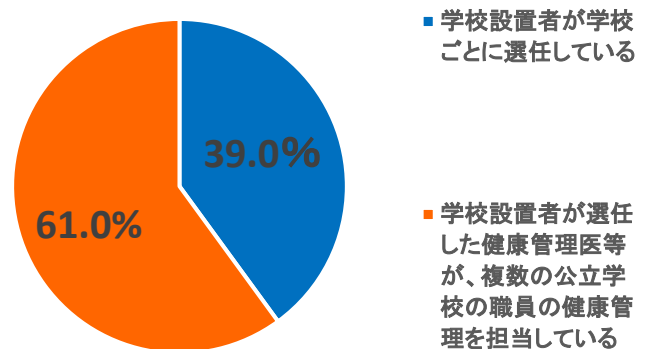
▶ 50人未満の職員を使用している学校：職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に職員の健康管理等を実施させること。

	産業医							健康管理医等		
	選任を要する学校数 (A)	選任している学校数 (B)	選任事業場率 (B/A)	職場巡視が行われている学校数 (C)	職場巡視実施率 (C/B)	産業医への情報提供がなされている学校数 (D)	産業医への情報提供率 (D/B)	49人以下の学校数 (E)	選任している学校数 (F)	選任率 (F/E)
幼稚園	0	—	—	—	—	—	—	2,331	1,824	78.2%
小学校	1,069	912	85.3%	563	61.7%	771	84.5%	17,334	12,517	72.2%
中学校	784	710	90.6%	458	64.5%	615	86.6%	8,182	5,812	71.0%
義務教育学校	66	56	84.8%	41	73.2%	44	78.6%	135	92	68.1%
高等学校	2,615	2,545	97.3%	1,759	69.1%	2,432	95.6%	877	842	96.0%
中等教育学校	27	26	96.3%	19	73.1%	26	100.0%	7	7	100.0%
特別支援学校	878	844	96.1%	585	69.3%	803	95.1%	224	213	95.1%
合計	5,439	5,093	93.6%	3,425	67.2%	4,691	92.1%	29,090	21,307	73.2%

健康管理医等の属性



健康管理医等の採用形態



## 3. 衛生委員会の開催状況

法令上の義務について

▶ 常時50人以上の職員を使用している学校：衛生委員会を設置すること。

	衛生委員会				
	設置を要する学校数 (A)	設置している学校数 (B)	設置率 (B/A)	毎月1回以上開催している 学校数(C)	毎月1回以上開催している 率 (C/B)
幼稚園	0	—	—	—	—
小学校	1,069	941	88.0%	621	66.0%
中学校	784	712	90.8%	445	62.5%
義務教育学校	66	58	87.9%	38	65.5%
高等学校	2,615	2,614	100.0%	1,458	55.8%
中等教育学校	27	27	100.0%	20	74.1%
特別支援学校	878	877	99.9%	544	62.0%
合計	5,439	5,229	96.1%	3,126	59.8%

# 労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

事業場において法令上の義務として求められる健康の保持増進のための措置の例

## < 1. 全ての事業場 >

### ▶ 長時間労働者への医師\*による面接指導の実施

\*平成18年2月24日付け基発第0224003号厚生労働省労働基準局長通知において、面接指導を実施する医師としては、産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましいとされている。令和5年5月1日時点で、面接指導体制を整備している学校のうち、産業医の要件を備えた医師が面接実施者となっている学校の割合は、76.3%。

## < 2. 常時50人以上の職員を使用する事業場 >

### ▶ 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施

## 1. 面接指導体制の整備状況

法令上の義務について

- ▶ 全ての事業場：週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施すること

	面接指導体制（50人以上）			面接指導体制（50人未満）		
	体制整備を要する学校数(A)	体制を整備している学校数(B)	整備率（B/A）	体制整備を要する学校数(C)	体制を整備している学校数(D)	整備率（D/C）
幼稚園	0	—	—	2,331	2,093	89.8%
小学校	1,069	1,019	95.3%	17,334	14,402	83.1%
中学校	784	761	97.1%	8,182	6,702	81.9%
義務教育学校	66	64	97.0%	135	108	80.0%
高等学校	2,615	2,610	99.8%	877	864	98.5%
中等教育学校	27	27	100.0%	7	7	100.0%
特別支援学校	878	877	99.9%	224	221	98.7%
合計	5,439	5,358	98.5%	29,090	24,397	83.9%

## 2. ストレスチェックの実施状況（令和4年度実績）①

法令上の義務について

- ▶ 常時50人以上の職員を使用している事業場：ストレスチェックを実施すること
- ▶ 全ての事業場：心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた者が申し出をした場合、医師による面接指導を実施すること

法令上の努力義務について

- ▶ 事後の集団分析を実施すること
- ▶ 集団分析結果を勘案し、当該集団の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずること

	ストレスチェック（50人以上）								
	検査の実施を要する学校数(A)	検査の実施した学校数(B)	検査実施率（B/A）	検査後の面接指導体制を整備している学校数(C)	体制整備率（C/B）	検査後に集団分析を実施している学校数(D)	集団分析実施率（D/B）	集団分析を結果を活用している学校数(E)	分析結果活用率（E/D）
幼稚園	0	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	967	956	98.9%	911	95.3%	884	92.5%	770	87.1%
中学校	732	723	98.8%	697	96.4%	670	92.7%	586	87.5%
義務教育学校	58	54	93.1%	53	98.1%	52	96.3%	49	94.2%
高等学校	2,632	2,631	100.0%	2,625	99.8%	2,599	98.8%	2,471	95.1%
中等教育学校	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	26	96.3%
特別支援学校	874	874	100.0%	872	99.8%	865	99.0%	837	96.8%
合計	5,290	5,265	99.5%	5,186	98.5%	5,097	96.8%	4,739	93.0%

### 3. ストレスチェックの実施状況（令和4年度実績）②

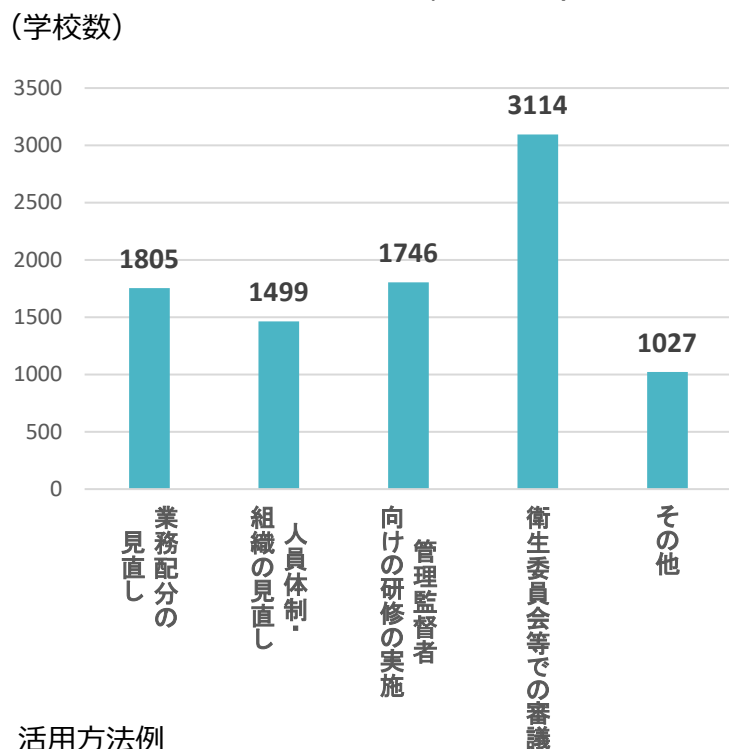
法令上の努力義務について

- ▶ 常時50人未満の職員を使用している事業場：ストレスチェックを実施すること
- ▶ 事後の集団分析を実施すること
- ▶ 集団分析結果を勘案し、当該集団の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずること

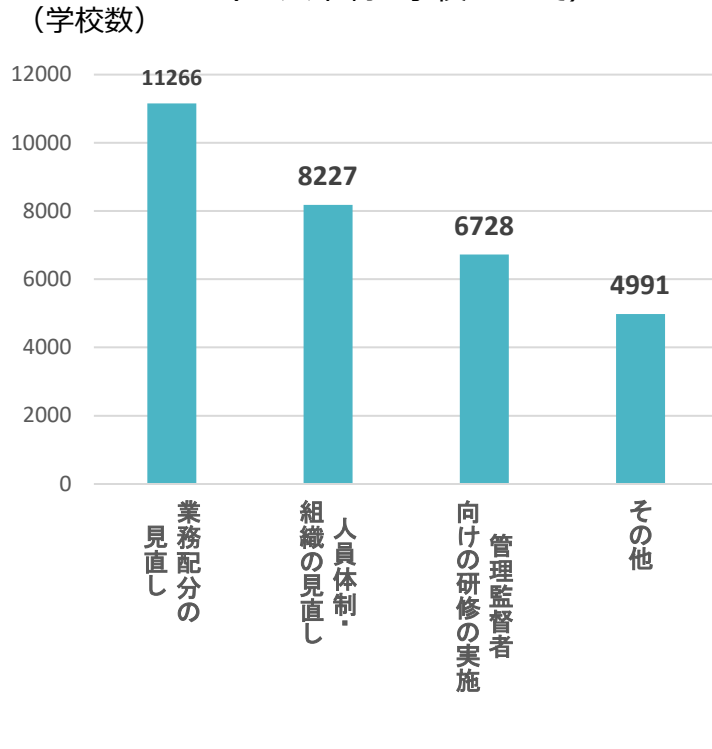
	ストレスチェック（50人未満）								
	検査の実施を要する学校数(A)	検査の実施した学校数(B)	検査実施率(B/A)	検査後の面接指導を整備している学校数(C)	体制整備率(C/B)	検査後に集団分析を実施している学校数(D)	集団分析実施率(D/C)	集団分析の結果を活用している学校数(E)	分析結果活用率(E/D)
幼稚園	2,454	2,367	96.5%	2,129	89.9%	1,788	75.5%	1,422	79.5%
小学校	17,569	16,454	93.7%	14,693	89.3%	13,918	84.6%	10,890	78.2%
中学校	8,326	7,760	93.2%	6,865	88.5%	6,527	84.1%	5,040	77.2%
義務教育学校	115	103	89.6%	92	89.3%	93	90.3%	77	82.8%
高等学校	878	876	99.8%	871	99.4%	855	97.6%	807	94.4%
中等教育学校	7	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%	6	85.7%
特別支援学校	222	221	99.5%	217	98.2%	211	95.5%	198	93.8%
合計	29,571	27,788	94.0%	24,874	89.5%	23,399	84.2%	18,440	78.8%

### 4. ストレスチェックの実施後の集団分析の結果活用方法＜複数回答＞（令和4年度実績）

（50人以上の学校について）



（50人未満の学校について）



#### 活用方法例

- ・教育委員会主催のストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善のための研修会を開催し、域内の学校における職場環境改善の機運を高めた。
- ・ストレスチェックの高ストレス者及び希望者に対し、臨床心理士による面談を実施した。
- ・集団分析結果を職場環境改善に役立てることができるよう、管理職を対象とした研修を実施した。
- ・ストレスチェック実施後、高ストレス等の判定の有無にかかわらず、結果が気になる教職員を対象に臨床心理士によるフォロー相談を実施した。
- ・ストレスチェックの集団分析結果の見方や活用する方法について、学校を訪問して助言を行った。

# 学校給食調理場の状況

学校給食調理場において整備することが求められる主な安全衛生管理体制

- < 1. 常時300人以上の職員を使用する事業場 >
  - ▶ 総括安全衛生管理者：安全、衛生に関する業務を統括管理する者
- < 2. 常時100人以上の職員を使用する事業場 >
  - ▶ 安全委員会：安全に関する重要事項について調査審議する機関
- < 3. 常時50人以上の職員を使用する事業場 >
  - ▶ 安全管理者：安全に係る技術的な事項を管理する者
  - ▶ 衛生管理者：衛生に係る技術的な事項を管理する者
  - ▶ 産業医：労働者の健康管理等を行う者
  - ▶ 衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関
- < 4. 常時10人以上50人未満の職員を使用する学校 >
  - ▶ 安全衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

## 1. 学校給食調理場における労働安全衛生管理体制の整備状況

総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者		
選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率
11	11	100.0%	158	143	90.5%	158	151	95.6%

安全衛生推進者			産業医			安全委員会			衛生委員会		
選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率
690	543	78.7%	158	151	95.6%	63	62	98.4%	158	148	93.7%

## 2. 学校給食調理場における労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

面接指導体制（50人以上）			面接指導体制（50人未満）		
体制整備を要する学校数	体制を整備している学校数	整備率	体制整備を要する学校数	体制を整備している学校数	整備率
158	149	94.3%	1,612	1,318	81.8%

ストレスチェック（50人以上）								
検査の実施を要する学校数(A)	検査の実施した学校数(B)	検査実施率(B/A)	検査後の面接指導を整備している学校数(C)	体制整備率(C/B)	検査後に集団分析を実施している学校数(D)	集団分析実施率(D/B)	集団分析を結果を活用している学校数(E)	分析結果活用率(E/D)
170	163	95.9%	151	92.6%	137	84.0%	116	84.7%

ストレスチェック（50人未満）								
検査の実施を要する学校数(A)	検査の実施した学校数(B)	検査実施率(B/A)	検査後の面接指導を整備している学校数(C)	体制整備率(C/B)	検査後に集団分析を実施している学校数(D)	集団分析実施率(D/B)	集団分析を結果を活用している学校数(E)	分析結果活用率(E/D)
1,626	1,436	88.3%	1,307	91.0%	1,049	73.1%	699	66.6%



## 1 会議等での趣旨徹底

### 取組例

- 市町村教育委員会に対し、ストレスチェックを実施するよう指導主事会等で指導、周知
- ストレスチェックの集団分析結果を職場環境の改善に役立てることができるよう、管理職を対象とした研修会を実施
- 新規採用職員研修の際、メンタルヘルスに関するハンドブックを配布するとともに、相談窓口について案内
- 若手職員に対し、ストレス等への対処法を研修会や座談会で周知

## 2 通知・手引き等での趣旨徹底

### 取組例

- ストレスチェックの受診勧奨に関するPR紙を発行、毎月発行している保健便り等でストレスチェックの実施について周知
- 職場環境改善についてまとめた好事例集を収集し、冊子にまとめてHPで公開、研修会等で活用
- ストレスチェックの目的や趣旨、実施方法等の詳細な資料を作成、所属における趣旨徹底のために通知を送付

## 3 衛生委員会等の設置・実施

### 取組例

- 県立学校職員を対象とする総括安全衛生委員会を年に2回、労務職員の労働安全衛生について協議する作業部会を年に3回実施し、安全衛生管理体制の整備を図った
- 開催報告書により、各学校の衛生委員会の審議内容を教育委員会が具体的に把握し、各職場の環境改善に向けた審議を活性化させ、更なる教職員の健康増進を図った
- 各学校の衛生委員会での協議内容をデータベース化し、他校においても閲覧可能とすることで、優良事例の横展開を図った

## 4 職員が衛生管理者等の資格を取得するための措置

### 取組例

- 将来的な衛生管理者の確保を目的として、教頭だけではなく、主幹教諭についても希望すれば予算の範囲内で衛生管理者免許の取得に係る財政措置を講じた
- 県の事業として、県立学校の教職員を対象に、衛生管理者受験準備講習会の受講及び免許試験の受験の機会を確保

## 5 労働基準監督機関等との連携（指導・助言、講習会への参加等）

### 取組例

- 休職・休暇から復職した職員とその所属長に対し、職場復帰訓練から復職後概ね1年間、断続的に臨床心理士を派遣し、面談・助言を行う
- 臨床心理士を相談員として各学校に少なくとも年1回は派遣し、カウンセリングや管理職への指導・助言、研修会等を行うことで、メンタルヘルス不調者への早期対応や職場環境の改善を図る
- 精神科医による困難事例への指導・助言

## 6 その他

### 取組例

- 教職員が一人で悩みを抱え込まないよう、教職経験が豊富な相談員による面談や電話相談を実施
- 職員のメンタルヘルス対策の一環として、職員の疲労やストレス状況を客観的に把握するシステムを導入
- 在校時間調査のみではなく、在校時間が長い教職員と所属長に対して訪問面談を実施し、長時間勤務による心身の健康への影響について周知し、在校時間が長いことに対する意識の改善を図った
- 長時間勤務者について、各所属の管理職に対して衛生管理医からの提言書を送り、所属としての体制整備を依頼
- セルフケア相談窓口を外部委託により開設
- 若手職員に重点を置き、保健師等の産業保健スタッフによる、学校に出向いて行う巡回相談により、初任者等を中心としたセルフケア支援相談を実施
- 勤怠管理システム上で、教職員が管理職に対して心身の不調を訴えたり、医師の面談を要求できたりする機能を整備